役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

制 定 平成13年10月30日 最近改定 令和 4年 3月25日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市社会事業協会(以下「法人」という。) の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員並びに 法人事務に従事する職員に対する報酬及び旅費、手当の支給に関し、必 要な事項を定める。

(報酬)

第2条 理事長に対して、月額18万円の報酬を支給する。

(費用の弁償)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会、評議 員選任・解任委員会及び監事監査又は法人の依頼による入札立会等に出 席したときには、1回につき1万円(税込)を支給する。

ただし、理事長・常務理事並びに役員を兼務する法人施設長及び評議員 選任・解任委員を兼務する法人職員には、支給しない。

- 2 役員が、前項以外の出張をする場合には、法人旅費規程による。
- 3 苦情解決第三者委員が、苦情解決第三者委員会に出席したときには、 1回につき1万円(税込)を支給する。

(委任)

第4条 この規程に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

(付則) この規程は、平成13年10月30日から施行する。

- 2 社会福祉法人横浜市社会事業協会役員の報酬等に関する規程(平成7 年4月1日施行)は廃止する。
- 3 この規程は、平成14年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、平成19年8月1日から施行する。
- 6 この規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この規定は、令和4年3月25日から施行する。